

女性活躍推進さがみはらAction2025賛同事業者等について

令和7年4月14日決定

1 目的

男女雇用機会均等法の制定から40年、女性活躍推進法の制定から10年の節目の年となる2025年に、本市が改めて女性活躍を推進していく旨を女性活躍推進さがみはらAction2025宣言(以下「Action2025宣言」という。)として行うとともに、同宣言の趣旨である女性の活躍の推進の理念に賛同する事業者団体及び事業者(以下「賛同事業者等」という。)を募ることで、行政のみならず市全体で事業所における女性活躍の推進に係る意識の醸成を図り、行動変容を促す契機とすることを目的とする。

2 賛同事業者等の要件

Action2025宣言の賛同事業者等は、次の各号を満たす者とする。

- (1) Action2025宣言の趣旨である女性の活躍の推進の理念に賛同すること。
- (2) 相模原市内に本社又は支社が所在する事業者団体(※)又は事業者であること。
- (3) 労働関係法令違反をしていないこと。
- (4) 反社会的勢力と関わりがないこと。
- (5) 業務停止命令や行政処分などを受けていないこと。
- (6) 各種助成金の不正受給をしていないこと。

※事業者団体：事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む2以上の事業所の結合体又はその連合体

3 賛同事業者等の登録及び市ホームページへの掲載

- (1) 賛同事業者等となろうとする事業者団体及び事業者(以下「事業者等」という。)は、市が定める期間内に女性活躍推進さがみはらAction2025宣言賛同事業者等登録票を相模原市に提出するものとする。
- (2) 相模原市は、前項各号を満たしていると認めた事業者等を賛同事業者等とし、市ホームページに当該事業者等の名称等を掲載するとともに、賛同事業者等である旨を記載した証を交付する。
- (3) 前号に規定する市ホームページへの事業者等の名称等を掲載する期間は、市が定める期間とする。

4 登録内容の変更及び辞退

- (1) 賛同事業者等は、事業者名の変更等、市ホームページの掲載内容に変更が生じた場合は、事務局に連絡するものとする。
- (2) 賛同事業者等は、市ホームページへの賛同事業者等の名称等の掲載を辞退しようとするときは、事務局に連絡するものとする。

5 登録の取消し

相模原市は、賛同事業者等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市ホームページの賛同事業者等一覧から取り消すことができる。

- (1) 第2項各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) その他相模原市が取消しが適当と認められるとき

6 雑則

本決定に定めのない事項、疑義のある事項その他賛同事業者等の取扱いについて必要な事項は、相模原市が別に定める。

7 適用

本決定は、令和7年4月15日から適用する。

女性活躍推進さがみはら Action2025 賛同事業者等登録票

女性活躍推進さがみはらAction2025賛同事業者等について(令和7年4月14日決定)
を理解し、登録します。

- 1 貴社団体名 _____
- 2 貴社団体カナ _____
- 3 肩書・代表者氏名 _____
- 4 代表者氏名カナ _____
- 5 所 在 _____
- 6 業 種 _____

建設業／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／
卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／
宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／
教育、学習支援業／その他サービス業／その他

- 7 従業員規模 _____
- 8 ホームページ URL _____
- 9 ご担当部署 _____
- 10 ご担当者名 _____
- 11 ご担当役職 _____
- 12 電話番号 _____
- 13 メールアドレス _____

- 14 貴社団体における女性活躍に係る取組や今後検討している取組があれば記載してください。(市ホームページ等に掲載する場合があります。)

1 5 賛同事業者等の要件

次の項目を満たしているか、チェックしてください。

- Action2025 の趣旨である女性の活躍の推進の理念に賛同すること。
- 相模原市内に本社又は支社が所在する事業者団体又は事業者であること。
- 労働関係法令違反をしていないこと。
- 反社会的勢力と関わりがないこと。
- 業務停止命令や行政処分などを受けていないこと。
- 各種助成金の不正受給をしていないこと。